はっらつ

みしま社協だより
2019.10.1 NO.102

社会福祉法人
三島市社会福祉協議会
〒411-0841
三島市南本町 20-30
電話:055-972-3221
ＦＡＸ:055-972-3466
ホームページアドレス
http://mishimashakyo.jp

三島市における成年後見制度利用促進の中核機関

三島市成年後見支援センターを開設しました

三島市社会福祉協議会では、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人の権利を擁護するとともに、権利が損なわれないように相談に応じるなど、住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるように、財産や権利を守る「成年後見制度」の利用の促進を図るため、令和元年10月1日に、三島市からの受託事業として「三島市成年後見支援センター」を開設しました。

成年後見制度の利用をお考えの方、何かお悩みの方は、ぜひ一度ご相談ください。親族や近所の方のことが心配な方、支援者からの相談も受け付けています。ご利用は無料です。

（センターの機能の詳細は３ページをご覧ください）

三島市成年後見支援センター　所在地／三島市南本町20－30　三島市社会福祉会館１階　電話番号／０５５（９７２）３２２１　受付時間／月～金曜日　８時30分～５時15分
※祝日及び年末年始（12月29日から１月３日まで）を除く。

成年後見制度とは何でしょう？

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの精神上の障がいによって、判断能力が十分でない方の生活を支えるための法律に基づく制度です。援助者（後見人等）を選ぶことで、本人が不利益を受けないよう権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう援助します。

※判断能力…自分が行った行為の結果がどうなるか、例えば、売買や贈与等の契約をする場合に、自分にとって必要か否か、自分に有利か否か、適正か否か等を考えた上で、契約できる能力のこと。

次のような場合は、まず成年後見制度を知りましょう

- 銀行や保険の手続きが困難、心配。（預金の引出し、通帳・印鑑等の保管、保険の受取りなど）
- 福祉サービスや医療サービスの契約が困難、心配。（施設入所や入院等に伴う手続きなど）
- 難しい財産管理が心配。（遺産分割や相続放棄等の手続き、賃貸不動産の管理、不動産の売却など）
- 頼れる親族がいない、いても将来が不安。（病気の際の各種手続きや見守り、自身の希望の尊重など）
- お金のトラブル、またはその恐れがある。（悪質な訪問販売や不要な契約・保証人、身内や知人による金銭搾取など）

たとえば、こんな時、あなたならどうしますか？

成年後見制度は、２つの制度から成り立っています。

１．法定後見制度　　２．任意後見制度

今すぐ後見人が必要な場合

●親の認知症が進行し、医師から施設入所を勧められた。

●親の預金口座からお金を引き出そうとしたら、銀行から家族であっても本人以外に動かすことはできないと言われた。

●知的・精神障がいのある子どもがいる。自分が亡くなった後のことが心配。

１．法定後見制度を利用！

すでに判断能力に不安がある人のために、家庭裁判所が後見人を選ぶ制度です。

①申立て先は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所になります。

②本人や配偶者、４親等内の親族などが、家庭裁判所に申立てることができます。

③申立てる人は、後見人候補者の希望を出すことができます。

④法定後見制度は、本人の判断能力に応じて３つ（後見、保佐、補助）に分かれます。

⑤後見人は、親族の他、弁護士や司法書士、社会福祉士などが選ばれます。

将来に備えたい場合

●将来、認知症になったとき、預貯金の引出しや年金の受取りなどが心配。

●高齢になって入院や施設入所が必要になったとき、自分の代わりに手続きをしてくれる人を決めておきたい。

●頼れる親族がいない。一人暮らしのため、老後に不安がある。

２．任意後見制度を利用！

現在しっかりしていて将来に備えたい人が、自分で後見人を選ぶ制度です。

第１段階（公正証書の作成）

①公証役場で契約書（公正証書）を作成する必要があります。

②あらかじめ、「誰に」「どんなことをお願いしたいか」決めておくことができます。

第２段階（家庭裁判所への申立て）

③認知症などにより、判断能力が低下した場合に、本人や親族、任意後見人の予定者などが、家庭裁判所に申立てを行います。

④家庭裁判所が任意後見監督人を選任してはじめて任意後見がスタートします。

専門職相談窓口のご案内

三島市成年後見支援センターでは、関係機関の協力を得て、下記の相談窓口を設置しています。相談は、弁護士と司法書士の法律職が対応します。相談をご希望の方は、お気軽にお問合せください。　電話：055-972-3221　※相談無料

名称	日時	備考
弁護士権利擁護相談	毎月第１水曜日 13：00～16：00	要予約
司法書士権利擁護相談	毎月第３水曜日 13：30～16：30	１件 30 分まで

三島市成年後見支援センターが行う業務内容

三島市成年後見支援センターは、三島市における成年後見制度利用促進の中核機関として、成年後見制度が積極的に活用されるよう、制度推進のための環境整備や相談援助業務等を行います。

1　成年後見制度に関する広報

周りの人の気づきを向上させて、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見につなげるために、判断能力の低下に伴って発生する問題や成年後見制度のメリット等を周知します。

2　成年後見制度に関する相談

相談しやすい環境を整備するために、センター職員が対応する一般相談窓口を常設するとともに、弁護士、司法書士等の専門職による専門職相談窓口も定期的に開設します。

3　成年後見制度に関する利用促進

成年後見制度の利用を促進するため、親族や施設関係者が成年後見制度の利用の判断目安となるガイドラインを作成するとともに、本人の状況に合わせた支援方針や成年後見人等（保佐人・補助人を含む）の候補者の検討・調整をします。

4　成年後見制度に関する後見人支援

十分な研修や組織的な支援を受けることができない親族後見人等、専門職以外の後見人等が一人で悩みを抱えないようにするために、意見交換する機会を提供するとともに、気軽に相談できる窓口を設置し、後見活動の相談や定期報告書類の作成等の助言を行います。

【運営体制】

三島市成年後見支援センターは「①運営事務局」、「②コーディネート委員会」で構成します。また、「③成年後見制度利用促進連携協議会」を設置し、運営状況の報告をする一方、協議会からの事業に対する助言を頂くなどにより、センターの効果的な運営に取り組みます。

①運営事務局
職員３名

②コーディネート委員会
委員５名（弁護士、司法書士、社会福祉士、市役所市長申立担当職員（高齢・障がい者部門））

運営状況報告　↓　　↑　助言

③成年後見制度利用促進連携協議会

例えばこんな相談も　成年後見制度Q&A

Q 成年後見制度の手続きを進めるにあたって１人では分からないことが多く不安を感じます。

A センターでは、法律職が対応する専門職相談（２ページ参照）を実施しています。法律職の助言を受けたい場合や作成した書類を確認したい場合などにご利用ください。

Q 親族の成年後見人になったら、家庭裁判所から報告を求められた。どうやって報告書を作ったらいいか分からず、不安…。

A センターでは、必要に応じて成年後見人の方への報告書作成等の助言も行います。

成年後見制度利用促進連携協議会とは

判断能力が十分でない方を発見して早期の段階から相談対応を行い、本人の意思を丁寧にくみ取った権利擁護支援につなげるためには、法律・福祉の専門職団体、医療・福祉関係団体、相談支援機関、地域関係団体、金融機関、市、市社協などが情報や知識を提供・共有し連携するネットワークを構築していく必要があります。そこで、センターでは、各関係機関の代表者等で構成する協議会を設置します。この協議会では、センター運営に関する助言のほか、各機関の取り組み・課題の報告などを通して、連携を強化する中、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制を構築していきます。※令和２年２月設置予定

おしらせ／ぼしゅう／ごあんない

地域安心サポーター養成講座

健康長寿の３要素（運動・社会参加・栄養）の学びを通し、自助力を高める中で、自分の住んでいる身近な地域を意識し、できることを一緒に考え、活動を形にしていく足がかりのための講座です。

とき・内容／

11 月 22 日（金） 13：30～15：30	運動の講義と実技講義 講師：稲益大悟氏（しずおか健康長寿財団健康運動指導士）
11 月 29 日（金） 9：30～11：30	社会参加の講義 講師：久保田晃生氏（東海大学体育学部教授）
12 月 6 日（金） 13：30～15：30	栄養の講義 講師:佐々木和子氏(管理栄養士)

ところ／三島市社会福祉会館大会議室

対　象／市内在住の方 全行程参加できる方

定　員／20 名　参加費無料

申込み／三島市社会福祉協議会

☎972-3221（11/14 締切り）

その他／駐車場はご用意できませんので、車の方は、お近くの有料駐車場をご利用下さい。

令和元年度　社会福祉大会

永年にわたり社会福祉事業にご尽力された方々の功績を称え、「社会福祉功労者」として表彰させていただくとともに、「共に支え合う健康・福祉のまちづくり」の実現に向け、社会福祉大会を開催します。民生委員・児童委員や保護司をはじめ、社会福祉施設役職員、ボランティアグループなどの方々が表彰されます。どなたでもご来場いただけます。

と　き／11 月 27 日（水）13：00～15：30

ところ／三島市民生涯学習センター講義室

内　容／表彰式典、福祉映画上映「徘徊ママリン 87 歳の夏」～認知症だって、一生に一回のママリンの老後～（77 分）　入場無料

問合せ／三島市社会福祉協議会　☎972-3221

その他／駐車場に限りがありますので、公共交通機関のご利用にご協力ください。

10 月 20 日は「県民福祉の日」

静岡県では、1 月 1 日から数えて 294 日目にあたる 10 月 20 日を「県民福祉の日」として制定しています。

ふだんの生活の中にボランティア活動を取り入れてみませんか？

一人ひとりが輝ける地域をつくるために、あなたにもできることがきっとあります。ボランティア活動は、こころをつなぐ活動です。「ボランティア活動に興味はあるけれど、自分にできるかな・・・」と思っている方！社会福祉協議会がはじめの一歩を応援します。

相談・問合せ／三島市社会福祉協議会　☎972-3221

福祉車両・車椅子をご利用ください

三島市社会福祉協議会では、外出困難な高齢者や障がい者等の生活圏拡大と社会参加を支援すること及び体力維持向上、交流、親睦を支援し日常生活の向上を図ることを目的に福祉車両（車椅子のまま乗降できる車両）及び車椅子の貸出をしております。通院、入退院、外出等でお困りの際は是非、ご利用ください。

- 福祉車両のガソリン代は利用者負担となります。
- 車椅子は、病気やケガ等のために在宅で短期間必要とする方が対象です。子ども用車椅子もあります。※介護保険制度等で貸与可能な方は対象外
- 初めてご利用される方は、お電話にてご相談ください。（☎972-3221）
- 貸出は無料ですが、社会福祉協議会賛助会員のご協力のお願いをさせていただいております。
  （年会費＜4 月～翌年 3 月＞1 口／1,000 円）

福祉車両は、昨年 10 月に更新しました。従来の福祉車両に比べ乗降等の操作がとても簡単になりました。

この広報紙は、赤い羽根共同募金の助成を受けて発行しています。